

議案第 14 号

亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について

亀山市職員退職手当支給条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 亀山市職員退職手当支給条例(平成17年亀山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

附則第5項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職をした者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られた」を「同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項中「第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第4条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第6条又は合併前の亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和59年亀山市条例第20号)附則第2項」を「第4条から第6条までの規定」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」及び「第4条から第7条までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第8項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、

「36年」の次に「以下42年以下」を加え、「、第4条第1項及び第6条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第9項中「、第6条から第7条までの規定にかかわらず」を削る。

附則第12項中「44年」を「42年」に改める。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年亀山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第3条の2」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第3条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の亀山市職員退職手当支給条例(以下この条において「新条例」という。)附則第4項(新条例附則第6項及び第12項においてその例による場合を含む。)、

第 5 項及び第 7 項から第 9 項までの規定の適用については、新条例附則第 4 項及び第 7 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 92」とする。